

友好都市・国際交流事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 友好都市交流事業の取扱いについては、友好都市締結自治体の意向や財政上の課題を含め総合的な政策判断が必要である。
- (2) 構成区域内の国際交流団体（川内市日本中国友好協会・入来町国際交流協会・東郷町国際交流を進める会等）については、新市において新たに設立する国際交流協会に統合する方向で調整する。
- (3) 国際交流員等招致事業については、(財)自治体国際化協会が行うJET事業（語学指導等を行う外国青年招致事業）のうち、国際交流員（CIR）または、スポーツ交流員（SEA）招致を選択する必要がある。

2 提案の理由

各事務事業は、全て政策的判断を必要とするものである。各構成市町村の過去の経緯を十分検討する必要があることを考慮し提案する。

3 協定（協議）先進事例

東京都西東京市(平成13年 1月21日 新設合併)

- 1 姉妹都市交流事業に関する事
合併後も継続する。
- 2 国際交流事業に関する事
合併後も現行の内容を継続して実施する。

山口県周南市(平成15年4月1日 新設合併)

- 1 姉妹都市縁組
現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 国際交流事業
新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 中学生等海外派遣事業
新たな制度等を創設する。ただし、補助率については鹿野町の例による。

広島県庄原市比婆郡4町総領町合併協議会(平成16年11月1日目標 新設合併)

- 1 姉妹都市・友好都市については、新市に引き継ぐ方向で調整する。
- 2 国際交流事業は、新市に引き継ぐ。

新潟県魚沼6か町村合併協議会(平成16年11月1日目標 新設合併)

- 1 友好都市提携関係
提携町村において関係自治体と合併前に協議し、友好関係存続の方向で調整する。
国際交流については、合併後に検討する。
- 2 友好都市提携締結先以外の交流
文化、産業交流事業の拡大に努めるものとし、合併後に調整する。
文京区とは、友好都市締結の方向で検討する。
- 3 児童・生徒の交流事業
校外交流事業については、各校の事業経緯を尊重し、合併後に調整する。
海外ホームステイ（語学留学等）については、事業の拡大を図ることとし、合併後に調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	2 3 - 2 友好都市・国際交流事業の取扱いについて			
調 整 方 針 案	国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整する。			
項 目	川内市	入来町	東郷町	樋脇町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村
国際交流団体（協会等の活動状況）	<p>【名称】 川内市日本中国友好協会</p> <p>【設立年月日】 昭和57年7月26日</p> <p>【会員数】 441（個人376，賛助65）</p> <p>【根拠法令等】 川内市日本中国友好協会規約</p> <p>【事務所の位置】 川内市天辰町2211-1 川内市国際交流センター内</p> <p>【主な活動等】 ・交流団の受け入れや交流の世話 ・新鑿真に係る事業（主に集客） ・興行や物産展などの開催 ・中国語会話教室の開催 ・中国留学（長期・短期）の紹介 ・中国三誌の斡旋，ネクタイピン販売 ・協会報発行（年1回）</p> <p>【組織（役員等）】 会長 1名 副会長 4名 理事 16名 監事 2名 顧問 3名</p> <p>【平成13年度実績】 2,890千円</p>	<p>【名称】 入来町国際交流協会</p> <p>【設立年月日】 平成9年7月8日</p> <p>【会員数】 86（個人65，賛助21）</p> <p>【根拠法令等】 入来町国際交流協会規約</p> <p>【事務所の位置】 入来町役場内</p> <p>【主な活動等】 交流会・研修・ホームステイ等</p> <p>【組織（役員等）】 会長 1名 副会長 2名 理事 6名 監事 2名 顧問 4名</p> <p>【平成13年度実績】 470千円</p>	<p>【名称】 東郷町国際交流協を進める会</p> <p>【設立年月日】 平成9年</p> <p>【会員数・主な活動・組織】 からいも交流実行委員会，韓国一直面友好協会，TFCCの3団体で国際交流を進めている。</p> <p>【平成13年度実績】 470千円</p>	<p>該当なし</p>
				調整方針(案)
				国際交流団体（協会等の活動状況）については、新市に移行後、速やかに調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23-2 友好都市・国際交流事業の取扱いについて				
調 整 方 針 案	友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
友好都市交流	<p>【交流相手先】 中国江蘇省常熟市</p> <p>【経過等】 平成3年7月26日に、川内市で「常熟市」との友好都市締結式が行われた。以来、政治・経済・文化・スポーツ等の諸分野で交流を行っており、お互いに毎年1団ないし2団を派遣し、交流を深めている。</p> <p>【事業費】 平成12年度 3,905千円(決算額) 平成13年度 5,089千円(決算額) 平成14年度 4,234千円(決算額)</p>	該当なし	<p>【交流相手先】 中国上海市嘉定区馬陸鎮(マルチン)鎮は町に相当。</p> <p>【交流の経過】 平成6年 入来町の誘致企業が上海ジノ川鎮に進出 平成7年 ジノ川鎮政府関係者が来日。友好交流協議書締結。 平成8年 入来町から「緑の使節団」(91名)を派遣 平成9年 入来町文化ホール落成記念にあわせ訪日。胡弓など中国伝統芸能を披露。 平成10年 「いりき青少年中国友好の旅」(136名)派遣。 平成10年 入来商業高校、修学旅行においてジノ川鎮を訪問。 平成11年 鎮政府関係者訪日。教育、行政事情等視察。 平成12年 「青少年スポーツ交流(ウカ-)」(29名)派遣。 平成13年 ジノ川鎮が馬陸鎮に吸収合併。 平成14年 馬陸鎮政府関係者と青少年来日。友好交流協議書の締結。青少年交流。</p> <p>【事業費】 平成12年度決算額 3,621千円 平成13年度決算額 0千円 平成14年度決算額 2,591千円</p>	該当なし	該当なし
	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	調整方針(案)
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	友好都市交流については、締結自治体と合併前に協議し、新市に移行後、速やかに調整する。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

専門部会名 企画財政部会

協 定 項 目	23 - 2 友好都市・国際交流事業の取扱いについて				
調 整 方 針 案	国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。				
項 目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
国際交流員等招致事業	<p>【経緯】</p> <p>平成7年度から、自治体国際化協会を通じて、中国から国際交流員(CIR)1名を招致し、中国語講座の開催、小中学校における国際交流学習、各公民館等の研修会の講師として派遣するなどして、国際交流を推進している。</p> <p>【国際交流員の活動状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・語学講座 ・通訳業務 ・翻訳業務(中国からの書簡(公・私用)) ・文化講座 <p>料理教室、学校給食メニュー作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他 <p>講師派遣業務(年10回程度)</p> <p>老人会、小中学校等</p> <p>【実績額】</p> <p>平成12年度 5,143千円</p> <p>平成13年度 4,948千円</p> <p>平成14年度 5,591千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
		里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	国際交流員等招致事業については、合併時に、新たに制度等を制定する。